

米の「試験上場」、二度目の延長に思う

—「優良品種」開発などを

あざ笑うかのような「取引のあり方」

一般社団法人 北海道地域農業研究所 所長 飯澤 理一郎

払拭できない

生産・流通への「支障」

この八月七日、大阪堂島商品取引所の「米」の試験上場の延期が監督官庁の農水省によって認可された。二〇一一年の試験上場の認可以来、二〇一三年、一五年に続く二度目の延長である。二度に渡る延長は異例中の異例と言えるが、当初、農水省はこれまでの実績を踏まえ「本上場」の認可に傾いていたとされるから、一歩押し返されたと言っても良い。商品

取引所を律する「商品先物取引法」第一五五条の三項四によれば、認可基準は一つに「十分な取引量が見込まれ」ること、二つに「生産及び流通に著しい支障を及ぼさないこととされるから、取引量が「十分」で流通などに「支障」を与ないと農水省は判断していたと言える。

図は「日本農業新聞」二〇一七年八月八日号から借用したものである。確かに、取引枚数は概ね数百枚から一千枚台、そして一・五千枚程度に増大してきている。取引単位が「枚」とされるので分かり難

いが一枚当たり一・五〜十二（新潟コシ一・五トン、大阪コメ）三トン、「東京コメ」十二トン）であるから、全十二トンとしても月当たり六〜七千トン、一・四万トン、一・八万トン程で、十二倍すなわち年換算しても七〜八万トン、一七万トン、二二万トンほどではない。主食用流通米六〇〇万トンの五分にも満たない。大阪堂島取引所「コメ試験上場検証特別委員会」は報告書で「他の農産物上場商品に遜色ない取引量」としているが、とても額面通りに受け取る

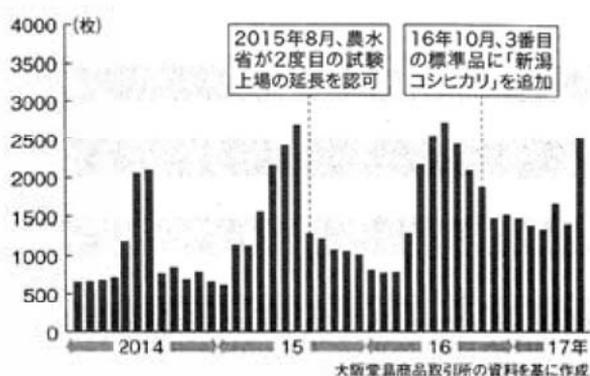


図 米先物取引の1日平均出来高の推移
出所：「日本農業新聞」2017年8月8日号より引用

わけにはいかない。
更に、生産・流通に「著しい支障を及ぼさない」と言いつつも同じである。「本上場」認可を控えている中で、誰がそんなことをするであろうか。むしろ本上場の暁までは「忍びが難きを忍び、耐え難

きを耐え」、そつした行為は厳に慎もうとする雰囲気醸成されたとしても何ら不思議ではない。もし、そつした付度があったとすれば将来の「支障のなさ」を何ら保証するものでは決してない。心配のし過ぎであろうか。

源流はわが国にあり。 しかし、今や「風前の灯火」!

わが国では同じ農産物の市場と言っても商品取引所への関心は「卸売市場」に比べて著しく低い。低いどころか、ほとんどないと言っても良いかも知れない。この新聞を見ても「商品取引所」の取引の扱いは極限すれば「虫眼鏡をかけねば探せないほど」に小さい。

しかし、「商品取引所」は実に多くの国々で開場され、穀物などの農産物、貴金属・原油などの取引の中心的な場と

なっている。原油高騰と言えばニューヨークの、穀物高騰となればシカゴの取引所が話題となるように、それらは世界の「建値市場」となっているのである。シカゴは穀物の、ニューヨークは原油や貴金属などの集散地として発展し、そこに「建値センター」として取引所が発展してきたのである。

とは言え、穀物や原油の全てがそこに運ばれてきたわけではない。もちろん当初こそ運ばれてきたと思われるが、次第に「規格基準」や「取引標準品」が明確化する中で「見本」だけで事足りるようになってくる。そして、それが更に進んで「見本」すら必要としなくなり、商品の固有名だけで事足りるようになってくる。いわゆる「観念取引」への移行である。そつなれば現物はどこにあっても良く、将来収穫・採掘されるものであっても良い。取引の空間的・時間的な拡大で

あり、取引量の爆発的増大である。取引が集中すればするほど価格は平準化し、価格変動などに伴う「危険」を回避することができる。価格平準化、危険回避を担って取引所は成長し、「先物取引」を軸に世界大に拡大し、営々と続いてきたと言える。

ところで、「えーうそー」と言われそうだが商品取引所の源流はともわが国にあるらしい。わが国の取引所の現状からすれば「えーうそー」は無理からぬことである。しかし、島実蔵氏著の「大坂堂島米取引所物語」（時事通信社）によれば、シカゴ取引所では「この取引所のルーツは日本の先物取引所であり、大坂が発祥の地である」（二四二頁）とのアウンスが流れているとされるし、また署名は失念してしまったが、「大坂の取引がモデル」とのパネルが玄関先に掲げられていたともされることからすれば事

実であろう。

事実、江戸時代の初期一六二〇〜三〇年頃、大坂の淀屋で「延取引」と呼ばれる先物取引の先駆とも評せる米取引が行われていたとされる。それが「堂島米会所」に引き継がれたとされることからすれば源流と評されても不思議はないのかも知れない。しかし、源流は源流のままに止まり、残念ながら大河となることはなかった。明治維新以後、取引所の振興を目指す条例や法律は制定されたものの急激な「財閥」体制の構築の下、また戦後は「六大企業集団」「農産物価格支持」体制の構築の中で、価格平準化・危険回避（リスクヘッジ）への要請は至って微弱化したと見て良い。

一九九〇年の商品取引所法大改正まで、商品取引所は極言すれば「怪しげな取引の場」（関連して小豆市場に触れた松本清張「告訴せず」は興味深い）とか、あ

るいは「社会の盲腸」「やがて消滅」などと評されていたのである。しかし、九〇年では「時すでに遅し」と言っしかない。日本の取引所は最早、価格の主導権を握るところか、リスクヘッジ機関としての生産者・実需者の期待も十分に集められなくなっていたと見ざるをえないのである。事実、札幌にもあり、数多く存在していた取引所は特に法改正と踵を接する九〇年代以降、急速に合併を繰り返し、今や「大阪堂島」「東京商品」の二つとなり、上場商品も一般大豆・小豆・トウモロコシ、原油・貴金属（東京商品）、トウモロコシ・米国産大豆・小豆・米穀・冷凍エビ（大阪堂島）くらいしかないのである。

努力をあざ笑うかのような
「取引き」と
「キャピタル・ゲイン」

こうした中において「米」は極めて重要な上場商品なのかも知れない。なぜなら、現在の相場商品は小豆を除けば、大豆・トウモロコシはアメリカの取引所、あるいは輸入商社が大きな力を持っていると思われるし、また冷凍エビも輸入商社や大水産会社が圧倒的パワーを持っていると思われるからである。また、小豆についても取引の中心が取引所にあるとは言えない。

さて、取引所ではどうした取引が行われているのであろうか。我々は農産物の取引きと言えば、米や小麦にしろ、その他にしろ「産地品種」銘柄をすく思い浮かべるが、さにあらず。大阪堂島商品取引所に一本化されるまで、関東穀物取

引所では「関東コシヒカリ（茨城・栃木・千葉）」、「関西穀物取引所では「北陸コシヒカリ（石川・福井）」が、合併以降は「東京コメ」（業務用米指標）、「大阪コメ」（一般コシヒカリ指標）、「新潟コシ」（単一銘柄代表ブランド指標）が「標準品」とされている。表は前者の内容を示したものである。茨城・栃木・千葉県産の、あるいは石川・福井県産のコシヒカリを取引していると思いきや、そうではない。「受渡供用品」欄に見るように、実に多様な産地品種のものが供されるのであり、しかもその決定権は「売方勝手渡し」原則により売手側に握られているのである。見直し後も事情は同じで、わが国の米取引の現状は「産地銘柄」取引とは雲泥の相違があるのである。

「世界の取引の主流は産地品種銘柄ではない」とは良く聞かすが、米の取引きで敢えてそれに擦り寄る必要は毛頭あるま

表 米の試験上場の申請概要

	東京穀物商品取引所	関西商品取引所
標準品(取引の対象)	関東コシヒカリ (茨城・栃木・千葉)	北陸コシヒカリ (石川・福井)
受渡供用品	コシヒカリ (東北・北陸・関東) ひとめぼれ (東北) あきたこまち (岩手・秋田) はえぬき (山形・庄内) 北海道きらら397・ほしのゆめ・ななつぼし 青森つがるロマン・まっしぐら	コシヒカリ (東北・関東・中部・中国) ひとめぼれ (宮城・岩手) あきたこまち (秋田) はえぬき (山形・庄内) 北海道きらら397・ほしのゆめ・ななつぼし 青森つがるロマン・まっしぐら
取引期間 (限月)	連続6限月制 (例: 5、6、7、8、9、10月)	同左
開設期間	平成23年7月の取引開始から2年間	同左

出所: JA 全中「米の先物取引の仕組みと生産者の影響について」2011年6月より、一部修正のうえ引用。

い。それでは「産地品種」銘柄を軸に「優良品種」の開発にしのぎを削ってきた生産者、あるいは「〇〇米使用」などと違いをアピールしてきた実需加工業者や外食・中食業者のこれまでの努力をあざ笑っているようにしか見えないからである。JAが疑義を唱え参加を見合わせ、また多くの実需者が参加を見合わせているのはけだし、当然なのかも知れない。こうしたこともあつてが現物の受け渡しは極めて低く、米の流通量に対する割合は1%にも満たないようである。

とすれば、取引の大宗は「価格平準化」や「リスクヘッジ」を求めた「一般会員」(当該商品の生産者・売買者・加工者)によるものではなく、第三者からの受託で売買する「受託会員」(昔の「商品取引員」)によるものと推察される。後者の取引きでは現物は必要ない。むしろ、邪魔物、ですらあり、必要な

はもつぱら売買差益、「キャピタル・ゲイン」である。これを「投機」取引と呼ぶずして何を「投機」取引と呼べば良いのであろうか。当該商品の生産者・売買者・加工者は数が限られ、従つて取引数・量が限られ、十分な「価格平準化」「リスクヘッジ」機能を果たせない恐れがあることから導入された「受託会員」制度が反対物に転化したと言えるのかも知れない。

そして、忘れてならないことは価格が変動しないことには、決して、売買価格差は生まれないことである。生まれなければ「キャピタル・ゲイン」も生まれない。「バブル」時代や先の「原油・穀物高騰」時を思い返すまでもなく、「マインスイ金利」に象徴されるほどの金融「大緩和」下にあり、今日、「投機」資金はそこそこ転がっていると云えるのである。先に、今の生産や流通への支障のなさ。は将来の、支障のなさ。を保証するものではないとしたが、その含意はまさにこうしたところにあるのである。

二〇一一年三月の「メ価格センター」の解散に伴い「指標価格」形成の場がなくなったことを背景に同年七月、東京穀物・関西穀物取引所への米の試験上場が認可されたと思われるが、残念ながら取引所がその任を果たしてきたと評せそうにもない。もしかして、六月の「規制改革実施計画」で卸売市場に発せられた「合理的理由のなくなっている規制は廃止」とのメッセージを、そっくり取引所の「米の試験上場」に返しても良いのかもしれない。